

都市公園に設置する自動販売機に関する協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲の管理する都市公園に設置する自動販売機に関し、次の条項により協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）並びに、その他関係法令の定めに従うとともに、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（許可物件）

第2条 乙は、次の表に定めるところにより、自動販売機を設置するものとする。また、設置面積には、使用済容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）の面積を含むものとする。

公募番号	都市公園名称	所在地	設置箇所	設置面積

2 乙は、前項の規定により自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可（以下「許可」という。）を受けて行わなければならない。

（用途の指定）

第3条 乙は許可物件を、自動販売機及び回収ボックス（以下これらをあわせて「自動販売機」という。）の設置場所の用途に自ら使用しなければならない。

（設置期間及び許可の更新）

第4条 設置期間は、令和6年4月1日から許可の終期（第3項の規定による更新がされた場合は、当該更新後の終期）までとする。

2 甲は、乙に対して、自動販売機を設置させるため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までを期間とする許可を行うものとする。この場合において、甲は必要な条件を付して許可することができるものとする。

3 乙は、この協定の内容及び前項の許可の際に付された条件を変更しないことを前提として、令和6年4月1日から3年間を限度（最大で令和9年3月31日まで）に、1年単位で許可の更新を申請することができる。

4 第1項の許可期間満了時において、許可期間の更新は行わないものとする。

（使用料）

第5条 使用料総額は、金_____円とする。

（使用料の納付）

第6条 乙は、前条に定める使用料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、甲が定める納付期限までに納付しなければならない。

年度	納付金額	納付期限
令和6年度	金 _____円	令和7年5月31日
令和7年度	金 _____円	令和8年5月31日
令和8年度	金 _____円	令和9年5月31日

(電気料金の支払等)

第7条 乙は、本協定に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る証明用電気計器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。))が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。(以下「子メーター」という。)を設置するものとする。ただし、乙が、電力会社等から直接電気の供給を受ける場合は、この限りではない。

- 2 乙は、子メーターを設置する場合、許可物件の指定管理者へ電気料金を支払うものとする。なお、電気料金の算定及び支払については、当該指定管理者と協議するものとする。
- 3 乙は、電気工事の要否、方法等について甲と協議し、甲の指示に従うこととする。また、乙は、電気工事の完了後、直ちに甲に報告し、甲の検査を受けることとする。

(費用負担)

第8条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去並びに電気工事等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(自動販売機の設置基準)

第9条 乙は、次の各号に掲げる基準に基づき自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 「自動販売機設置自主ガイドライン(日本自動販売協会)」を遵守し、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- (2) 「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売システム機械工業会)」を遵守し、転倒防止等の耐震対策を講じること。ただし、原則としてアンカーボルトの打設及びこれによる固定はしないこととする。
- (3) 電源確保や接地線の接続のために電気工事が必要な場合は、乙が工事を実施することとし、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」等の法令等の遵守はもとより、「内線規程(一般社団法人日本電気協会)」等の業界自主基準にも適合すること。

(4) 乙は、電気工事の要否、方法等について甲と協議し、甲の指示に従うこととする。また、乙は、電気工事の完了後、直ちに甲に報告し、甲の確認を受けることとする。

(5) 自動販売機1台に1個以上の割合で、十分な容量の回収ボックスを設置すること。

- 2 自動販売機本体その他自動販売機の設置に伴う物品の搬入において、市の建物その他の物件に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(自動販売機の管理)

第10条 乙は、自動販売機の管理について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 自動販売機の故障時等の連絡先を、自動販売機の前面のわかりやすい位置に明記する

とともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において迅速に対応すること。

(2) 回収ボックスからの使用済容器の回収・処理は、乙の責任において行うこと。

(3) 使用済容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済容器があふれないよう適切な頻度とするとともに、周辺の美化にも努めること。

(4) 回収ボックスについては設置場所から動かないようベルト等で固定すること。

(5) 自動販売機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

(商品等の盗難又は毀損)

第 11 条 甲は、自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣り銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売上の減少等についてその責を負わない。

(売上報告書の提出等)

第 12 条 乙は、本協定に係る自動販売機の売上状況を年度ごとに取りまとめ、各年度最終月の翌月末までに、甲に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第 13 条 乙は、本件契約を締結した後、本件公有財産が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(貸与等の禁止)

第 14 条 乙は、許可物件を貸与し、若しくは許可物件の使用権を第三者に譲渡し、又は指定用途を変更してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得ないで本協定に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(維持保全義務)

第 15 条 乙は、許可物件を善良な注意を持って維持保全に努めなければならない。

2 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第 16 条 乙は、設置した自動販売機の転倒、故障、盗難による事故、その他構造上の欠陥、販売した商品による食中毒等により第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償すること

ができるものとする。

(使用上の制限)

第 17 条 乙は、許可物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、本協定の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。本協定が満了し、又は解除された後も同様とする。

(協定の解除)

第 19 条 甲は、許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は施設を廃止するときは、許可物件を廃止し、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告なしに、許可物件を廃止し、本協定を解除することができる。

(1) 乙が本協定に規定する条件に違反し、又は本協定上の義務を履行しないとき

(2) 乙が岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき

(3) 前 2 号に準ずる事由により、甲が協定を継続しがたいと認めるとき

3 乙は、第 4 条に定める設置期間に関わらず、自己の都合により許可物件を廃止し、本協定を解除する場合は、解除しようとする日の 6 カ月前までに甲に通知するものとする。この場合、自動販売機の設置に関して乙が甲と結んでいる契約及び協定をすべて解除するものとする。

(違約金)

第 20 条 乙は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により許可物件が廃止され、協定が解除された場合は、使用料総額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が定める期間内に支払わなければならない。

2 前項に規定する場合において、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、甲はその超えた金額についても賠償を請求することができる。

3 第 1 項に規定する違約金は、次条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、本協定上の義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第 19 条第 1 項の規定により本協定を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求しないものとする。

(許可物件の返還)

第 22 条 乙は、第 4 条に規定する設置期間が満了したとき、又は第 19 条の規定により協定が解除されたときは、甲の指定する期日までに許可物件を甲に返還しなければならない。

い。

(原状回復の義務)

第 23 条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が回復する必要がないと認めるときはこの限りではない。

(1) 乙の責に帰する事由により許可物件を滅失又は毀損したとき

(2) 前条の規定により許可物件を返還するとき

2 前項 2 号の規定により乙が許可物件を原状回復して返還しないときは、甲が乙に変わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

(使用料の返還)

第 24 条 第 19 条第 1 項の規定により許可物件が廃止され、協定が解除された場合、設置期間満了までの未経過期間に係る使用料は、月割りにて返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。

3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により許可物件が廃止され、協定が解除された場合、既納の使用料は返還しないものとする。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第 25 条 第 22 条の規定により許可物件を返還する場合において、乙が許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しない者とする。

2 甲の承認の有無に関わらず乙が施した造作については、本協定の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(協定の費用)

第 26 条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 27 条 本協定に関し疑義のあるとき又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所有する。

年 月 日

甲 所在地 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号

名 称 岸和田市

代 表 者 岸和田市長 永野 耕平

(部 課取扱い)

乙

〈 案 〉